

年次有給休暇規程

株式会社パソナロジコム

2020年4月1日制定

(勤続年数)

第1条 年次有給休暇（以下「年休」とする）の付与に係る勤続年数は、1986年7月1日以降について計算する。

(申請)

第2条 年休利用の申請は次のとおりとする。

(1) 申請の方法

会社（パソナロジコム）あてに直接行うこととし、電話、書面、FAX、または電子メール等を用いて行うことを原則とする。

(2) 申請の締切り

利用日の前日までに行うものとする。

(3) 時季の変更

申請の時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、その時季を変更することがある。

(4) 残日数の計算

繰り越された年休がある場合は、付与年度の古いものから優先して利用されたものとする。

(年休利用日)

第3条 年休を利用できる日は、雇用契約に定められた労働日に限るものとする。

(支給額)

第4条 年休を利用したときの支給額は、次の数式によって算出する。

時間給×1日の所定労働時間×年休利用日数＝支給額

(但し、利用日が土、日曜日、祝日であってもその日の支給額は25%割増しとはならない。)

(支給方法)

第5条 年休を利用した日の賃金は、その日の属する月毎の給与とともに支払う。

ただし、年休の利用の申請が事後となった場合は利用を認めないものとする。

[附 則]

(所管及び改廃)

第6条 この規程は管理部が所管し、改廃は規則を所管する部門が改定案を稟申し、代表取締役社長の決裁を得るものとする。

(施行期日)

第7条 この規程は2020年4月1日から実施する。